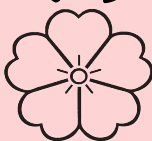


# 困った時は一人で悩まずご相談を！ 春日部市消費生活センターから のお知らせ

～令和8年 春号～



発行元：春日部市消費生活センター（くらしの安全課内）

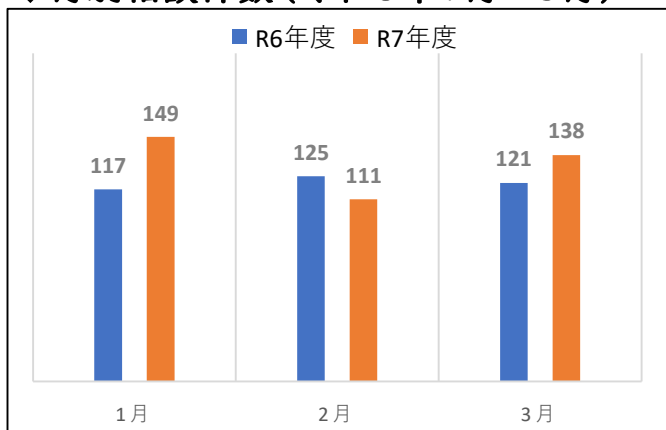
消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行います。

今回は、令和8年1月～3月の相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！

## ◆消費生活相談件数

令和8年1月～3月	前年同時期	増減	増減率
398件	363件	+35件	+9.6%

## ◆月別相談件数（令和8年1月～3月）



## 賃貸住宅の原状回復トラブルにご注意！

・借主が賃貸住宅を退去する際、退去するときの部屋の修繕費（原状回復費用）として「敷金が返金されない!」「敷金を上回る金額を請求された!」という相談が、多く寄せられます。

★「入居する時」も「退去する時」も、貸主や不動産業者と一緒に室内の状態を必ず確認しましょう。特に、キズや汚れは、写真に撮って記録に残しておきましょう。



## ◆商品・役務別件数、相談概要（令和8年1月～3月）

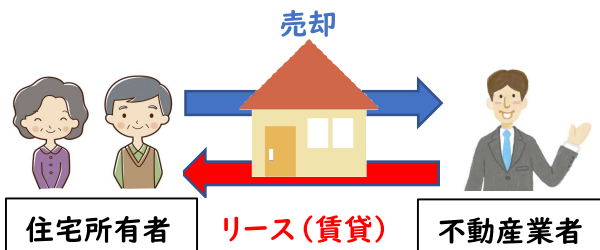
1位	商品一般	37件	<p>&lt;主な相談例&gt;</p> <p>契約した覚えのない会社から代金が支払われていないと怪しい催促のショートメッセージが届く。今後の対処方法を知りたい。</p>
2位	役務その他サービス	19件	<p>&lt;主な相談例&gt;</p> <p>約1年前に利用した質問サイトの利用料の引き落としが続いていた。解約したのに引き落とされているがどうしたらよいか。</p>
3位	不動産賃借	18件	<p>&lt;主な相談例&gt;</p> <p>入居している賃貸アパートを近々退去するつもりだが高額な修繕費用を請求されないか不安。注意点を教えてほしい。</p>
4位	工事・建築	13件	<p>&lt;主な相談例&gt;</p> <p>3日前突然訪問された業者から屋根とベランダの工事を勧められて断れずに契約した。やめたい。</p>
5位	基礎化粧品	12件	<p>&lt;主な相談例&gt;</p> <p>画像専用SNSの広告に、定期縛りなしと書かれていたので美容クリームを申し込んだが、今日2回目が届いた。解約の電話が繋がらない。</p>

※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）より抽出しています

## ◆センターからの注意喚起情報

自宅（マンション、戸建て住宅）を売却する契約と同時に、その不動産の賃貸借契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続ける『住宅のリースバック』の契約に関する相談が増えてきました。

不安や不明な点があれば、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。



## 春日部市消費生活センターの職員が講話を行いました！



### ●スマートフォン活用講座（1月20日）

高齢者支援課主催の表記の講座において、主にスマホによるトラブル事例の紹介をしました。

スマホ操作に慣れてくるとトラブルが増える傾向にあります。特に、通信販売においてはクーリング・オフが無く、返品は事業者の定める規約に従う形となるため、スマホやインターネット経由で購入する場合は慎重に行いましょう。

### ●ふれあい大学第41期同期会（2月17日）

スマホで突然表示された広告や、実生活における突然の業者の訪問など、相手方からの一方的なアプローチには、特に気を付けるようにと説明しました。

また、甘い言葉に乗らない、断るときはきっぱり「必要ありません」「もう来ないでください」等と意思表示することが大切と伝えました。

### 消費生活相談コラム⑫

## 「強引に進められる住宅のリースバック契約にご注意！」

消費生活相談員 K

【事例】リースバック契約したが、家賃が値上げされ支払えない。退去を強要された！

不動産業者から長時間勧誘され、自宅マンションのリースバック契約をした。不動産業者からは「売却後もそのまま自宅に住み続けられる。家賃は毎月6万円である」と言われ、それなら払えると承諾した。

ところが3年後、家賃が突然11万円と高額になった。不動産業者からは「3年経過後に家賃が上がることはリースバック契約時に説明している。家賃が払えないのであれば、早急に退去してほしい」と言われたが、契約時のことはよく覚えていない。自宅売却金はすでに生活費に使ってしまい、これ以上家賃を払うのが大変難しい。今後どうしたらよいか…。

#### ◆消費者へのアドバイス

- ①勧誘が迷惑だと思ったらきっぱり断り、今後勧誘しないように伝えましょう。
  - ②自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフはできません！
  - ③売却後もそのまま住み続けたい場合、家賃を払い続けられるかよく確認しましょう。
  - ④不動産業者や金融機関など複数の事業者から情報収集を行い、自分のライフプランに合った条件や手法を比較・検討しましょう。
  - ⑤不動産取引は複雑です。契約する前に家族等の信頼できる方に相談し、一人で対応しないようにしましょう。
- 不安や不明な点があれば、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談してください。

参考資料：相談事例と国民生活センター報道発表資料

春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：☎048-739-7100

平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

